第六十六条中「第五十二条、第五十三条第二項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条及び第六十三条」を「第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条」に改め、同条を第七十六条とし、第六十五条の五を第七十五条とし、第六十五条の四を第七十四条とし、第六十五条の三を第七十三条とする。

第六十五条の二第一項中「第六十四条第一項本文」を「第七十条第一項本文」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第七十二条とし、第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項」を「第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条」に改め、同条第四項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第七十条とし、第六十三条を第六十九条とする。

第六十二条第一項中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第五十条の二、第五十条の三第一項第二号及び第二項並びに第五十条の四」を「第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条」に、「第五十八条から第六十条まで」を「第六十三条から第六十五条まで」に改め、同条第三項中「第五十条の二、第五十一条及び第五十四条から第五十六条まで」を「第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とし、第六十条の二を第六十六条とし、第五十八条から第六十条までを五条ずつ繰り下げる。

第五十七条第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条第一項（第六十二条第一項」を「第五十五条第一項（第六十八条第一項」に改め、同条第四号中「第五十四条（第六十二条第一項」を「第五十九条（第六十八条第一項」に改め、同条第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十六条中「第五十一条」を「第五十四条」に、「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、第九章中同条を第六十一条とする。

第五十五条第一項中「第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」を「第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項」に、「第五十二条第二項第一号」を「第五十五条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第五十条の二第二項、第五十条の三第二項若しくは第五十条の四第一項」を「第五十一条第二項、第五十二条第二項若しくは第五十三条第一項」に改め、同条を第六十条とし、第五十四条を第五十九条とし、第五十三条を第五十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十七条　営業（第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

前条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けた者」とあるのは「次条第一項の規定による届出をした者」と、「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と、同条第二項中「許可営業者」とあるのは「届出営業者」と読み替えるものとする。

第五十八条　営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第一項又は第二項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

一　第六条、第十条から第十二条まで、第十三条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合

二　第九条第一項又は第十七条第一項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならない。

第五十二条第二項第二号中「第五十四条から第五十六条まで」を「第五十九条から第六十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十一条中「飲食店営業その他」を削り、「施設につき」の下に「、厚生労働省令で定める基準を参酌して」を加え、「、業種別に」を削り、同条を第五十四条とし、第五十条の四を第五十三条とし、第五十条の三を第五十二条とする。

第五十条の二第一項中「第五十一条」を「第五十四条及び第五十七条第一項」に改め、同条を第五十一条とする。

（と畜場法の一部改正）

第三条　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（と畜場の衛生管理）

第六条　厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一　と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二　食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

2　と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第九条を次のように改める。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）

第九条　厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（次項において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

一　と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

二　食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

2　と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

第十八条第一項第四号中「第六条」を「第六条第二項」に改め、同条第二項第一号中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

第二十条中「第六十条」を「第六十五条」に改める。

第二十一条第一項中「第六条、第九条」を「第六条第一項、第九条第一項」に改める。